

ことが確認できる（『仏山堂日記』）。智証は、明治初年に修驗道が禁止されてから還俗し、名前を佐藤中と改めて胎藏院跡で漢字塾を開いたという。これが黒田小学校の前身というので（古賀武夫『村上仏山を巡る人々』）、この佐藤中は、佐藤種と同一人物と思われる。

ところで、勝山権現のことは、京都郡の庄屋・大庄屋文書が、幕末の打ちこわしで大部分焼失したこともあって、その実態を知ることが叶わないが、次のように、まれに史料に登場することがある。

御届け申し上げる口上覚

一、歳三十四 大橋村久右衛門弟 久平

但、中勢・長面

着用の品

一、生壁緋入堅縞単物

一、紺木綿帯

一、菅笠

右は兄利右衛門病氣に付き、京都御郡勝山村山伏に罷り出、考えもらい候由にて、一昨十八日四ツ時罷り出、罷り帰り申さず付き、迎えの者差し遣わし候得共、勝山村へは参り申さず由にて罷り帰り候に付き、何方の様罷り出候哉と隣家の者共今朝迄方々尋ね方仕り居り候得共、行方相知れ申さず、家内不和合の儀も御座無く、ふと罷り出候儀は全く狐狸

の仕業共にては御座ある間敷哉と存じ奉り候、仍て御届け申し上げ候、以上

五月廿日

大橋村庄屋 白石治右衛門

右の通申し出候間、御届け申し上げ候、以上

国作良平

和田藤左衛門様

（国作手永大庄屋文久三年日記五月二十日条）

文久三年（一八六三）五月、大橋村久平が、病氣占考のため、京都郡「勝山村山伏」の所へ向かう途中行方不明となった一件の届書である。京都郡に「勝山村」という村はないので、正しくは中黒田村の勝山権現である。時期的なことを考えれば、史料中の「山伏」は胎藏院智証、後の佐藤種（中）ではないかと思われる。

第二節 飢饉と災害

一 飢 饉

享保の飢饉

江戸時代の飢饉の中で、享保・天明・天保の各期に起きた飢饉は三大飢饉としてよく知られているが、西日本の場合で言うと、享保の飢饉ほど、短期間のうちに凄惨を極めた飢饉は、少なくとも江戸時代には他に例がな

いであろう。これは、稲の害虫であるウンカが大量発生したことにより、まれにみる凶作が起きたもので、典型的な虫害による飢饉の例といえる。ただ、「享保十七年（一七三二）は、閏五月に入ってから連日の雨により、大切な食料の一つであった麦が立ち腐れを起こし、出来高は大麦が五割、小麦が二割であったという。ところが、閏五月下旬からは天候が一変し、連日晴天が続いたため早魃となり、ウンカが大量発生することになった」（『犀川町誌』など）と、天候不順がウンカ発生の引き金のように説く向きもあるが、これは正確とは言えない。なぜなら、ウンカ発生数の多寡は、天候の善し悪し以上に、発生源となる地域からの飛来数に左右されるからである。それは日本ではない。

南風とウンカ

ウンカが国内のどこで越冬するかについて は、つい四〇年ほど前まで分かっていなかった。ただ、昔から農民たちは、ウンカの発生に関し、ある特有の現象に気がついていて、それは「南風が吹くと現れる」という事実である。

天保十一年（一八四〇）、加賀藩の支藩・大聖寺藩は、農民四名を北部九州に派遣して、稲虫の防除技術等を聞き取り調査させている。その中で彼らは、南風と稲虫との関係を指摘する声を、いくつかの村で耳にしている（「九州表虫防方等聞合記」）。また江戸時代、小倉祇園社（現小倉城内の八坂神社）で

は、例年旧暦六月の祇園会の前に、稲虫退治の神事が行われたが、それは「虫風退除祈禱」又は「蝗風退除祈禱」（蝗とはイナゴのことだが、この場合は稲虫の総称）と称し、やはり稲虫は風と関係ある、と考えられていた。

農民らの、なかば感覚的な経験則なのだが、実はこの観察は正しかった。

昭和四十二年（一九六七）、気象庁の観測船が、紀伊半島潮岬沖の太平洋上で、北上するウンカの大群に遭遇した。この偶然をきっかけの一つに、実はウンカ類（トビイロウンカ、セジロウンカ）が国内で発生するのではなく、遠く熱帯・亜熱帯地方から季節風にのって移動を繰り返し、日本へ飛来する、という事実が判明したのであった。夏の南風は、やはり「虫風」「蝗風」だったのだ。

実盛さん

農薬のない江戸時代、稲の害虫を退治する方法として農民たちが行っていたのは、「虫送り」と「注油法」である。大飢饉の享保十七年、ウンカが大量発生する直前の六月上旬、築城郡安武手永大庄屋の日記に次のようにある。

村々小糠虫付き候に付き、実盛人形にて追い申し度旨申し上げ候えば、勝手次第と仰せ付けられ候、明後十三日追い申す筈に候、寒田にて実盛人形拵え、かね・太鼓を打ち、子供に紙のぼり共持せ候て、寒田より下り、追い下し候へ、受け取り、追い下し候え、と申し付け候

（安武手永大庄屋享保十七年日記六月十一日条）

安武手永大庄屋は、管轄の村々に小糠虫（ウンカ）が現れ始めたので、藩に対して「実盛人形」を作り、虫を追い払いたい旨願ひ出た。それが許可されたので、城井川最上流の寒田村（現築上郡築城町）から実盛人形を先頭に行列を組み、鉦・太鼓を打ち鳴らして虫を追い払うことを指示したのである。このような虫退除の方法を「虫送り」（あるいは「実盛送り」といい、この時は、上流から下流へ、村をリレーして行われた。おそらく、最後は海まで送ったであろう。「実盛人形」とはいわゆる「形代^{かたしろ}」である。平安末期に実在の武将・斎藤実盛が稲の切り株に足をとられて転んだため敵に討たれ、その恨みで稲虫になった、という西日本を中心に流布する俗信による。稲虫の大将・実盛さんに虫の災いを託し、村境の外へ追い払うのである。しかし残念ながら、こういった虫送りに効果はほとんどなかったものと思われる。ウンカが音に驚いたり、ましてや大音量のため悶死するようなことは、まずないらしい。また、松明の火に飛び込む虫がいても、そんなものは全体から見ればわずかなものであった。虫送りは「おまじない」でしかなかったのだ。

注 油 法

田一面に薄い油膜を張り、稲の穂先を箒や竹竿などで撫でると、ウンカなどの稲虫は油膜の上に落ちる。油まみれになった稲虫は息が出来ず、絶命。こう

いった稲虫退除法は農薬が本格的に普及する昭和二十年代あたりまで、どの地域でも行われていたものである。「注油法」とも呼ぶべきこの方法は効果が高く、昭和二十年代に農薬が登場するまで、最も実効性のある除虫技術として広く行われていた。大正・昭和初期には重油やエンジンオイルの廃油など、石油系のものを多く使ったが、もつと以前は、植物性あるいは動物性の油を使った。とりわけ、注油法には鯨の脂肪油、つまり鯨油が最も適しているとされていた。注油法が、いつ、どこで、だれが発明したのか、確実なところは分からないが、筑前地方には、注油法発見の言い伝えがいくつか伝承されている。なかでも筑前国遠賀郡立屋敷村（現遠賀郡水巻町）の蔵富吉右衛門が、寛文十年（一六七〇）に発見した、という伝説が、発見年代を伝えるものとして最も古いらしい（伊藤清司『サネモリ起源考』）。また、その伝説によると、注油法の技術は蔵富吉右衛門の生前には周囲に認められず、没後一〇〇年以上を経た寛政期（一七八九―一八〇二）に至って、ようやく筑前国中に広まり、やがて中国・四国にまで伝播した、という『水巻町誌』。ただ、小倉藩領では、すでに享保飢饉の際に注油法を行っていたので（安武手永大庄屋享保十七年日記七月七日条）、寛政期以降に広まったという蔵富吉右衛門伝説とは矛盾している。

享保飢饉の結末

享保飢饉に話を戻すと、幸いにも、次の享保十八年は豊作であったため、その端境期でこの飢饉は終息したが、餓死者は小倉藩だけでも四万三〇〇〇人余りにのぼったという。このように凄惨を極めた享保飢饉の記憶は、それから後も忘れ去られることはなかった。藩は百回忌にあたる天保三年（一八三二）三月二十三日から二十五日にかけて、小倉開善寺において、藩全体をまとめた施餓鬼法要を行っていた。あわせて、開善寺に各郡より惣代として大庄屋一人ずつが参列すること、及び同寺以外の寺院が法要を行うことは遠慮するようにとの指示が出された（国作手永天保三年日記二月二十四日条）。

現荏田町清林寺には享保十八年に建てられた餓死人供養塔があるほか、現行橋市では九基に及ぶ江戸時代建立の供養塔が確認されている。また、現勝山町萬福寺では二〇〇回忌（昭和七年）の供養塔が建立されるなど、わりと最近まで享保飢饉の餓死人供養は行われていたのである。

二 災害と文政十一年の風水害

平成三年のこと

平成三年九月二十七日午後四時ごろ、台風十九号は九四〇（当時使用の単位は^{ミリ}）という極めて強い勢力を維持したまま長崎市付近に上陸、福岡市上空を過ぎたのち日本海へ抜け（京築地方への再接近は午後

五時三十分すぎ）、北海道渡島半島に再上陸した。各地で最大瞬間風速の記録を更新し（阿蘇山で六〇・九^{メートル}）、暴風による死者は全国で六二名、負傷者一四九九名、約四〇〇万戸が停電した。また、長野県や青森県では、収穫前の林檎がごとごとく落下し、破壊的な被害を出している。この台風が後に「りんご台風」と命名されたゆえんである。あの時、まるで紙屑のように吹き飛ばされた屋根瓦と、ストローのように折れた電信柱、さまざまの数々の風倒木を目の当たりにして、全ての人が自然の恐ろしさを痛感したはずである。

ただ、「りんご台風」があまりに凄まじかったため、忘れられた感があるが、それより二週間ほど前の九月十四日、北部九州を中型で強い台風十七号が襲っている。この台風は、後の十九号と極めて似た進路をとって、風もさることながら各地で記録的な大雨を降らせ、西日本を中心に甚大な被害を出している。これに追い討ちをかける形で、「りんご台風」はやって来たのであり、十七号で地盤が緩むなどしていなかったら、十九号の被害も少しは軽かったかもしれない。

文政十一年のこと

文政十一年（一八二八）、北部九州は梅雨末期の大雨によって各地で水害に見舞われ、また平成三年と同じく、大変な台風の当たり年でもあった。この年の風水害は、大きく分けて、①五月二十五日、②七月一日・二日、③八月十日、④八月二十四日の四度であった